

大口町都市緑化推進事業費補助金 ～緑化事業に要する経費の一部を補助します～

○事業の概要

「大口町都市緑化推進事業費補助金」は、愛知県が「あいち森と緑づくり税」を財源に実施する「あいち森と緑づくり事業（緑の街並み推進事業）」に基づく間接補助事業として、大口町が実施するものです。大口町では、町内の敷地及び建築物において、町民や事業者が行う優良な緑化事業に要する経費の一部に対し、平成28年4月1日から補助金を交付しています。

○対象となる事業

事業区分	対象規模	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	緑化対象面積（※）の 合計が50㎡以上 (平成31年4月1日改正)	【次の要件のうち、いずれかを満たすこと】 ① 公開性があること ② 緑化対象面積が1,000㎡以上であること ③ 中高木による緑化面積が緑化対象面積全体の25%以上であること
生垣設置	延長が15m以上 (平成31年4月1日改正)	【次の要件をすべて満たすこと】 ① 生垣設置の50%以上が道路に接していること ② 生垣延長1m当たり2本以上の植栽をすること

※ 「緑化対象面積」について、他の法令に基づく緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率を上回ることが条件となります。

○補助金の額

緑化事業	補助金の額（※1）	補助金の限度額【事業別】	限度額【合計】	
屋上緑化	補助対象経費（※2） の2分の1以内	緑化対象面積×3万円/㎡	合計500万円	
壁面緑化				
空地緑化				緑化対象面積×1万5千円/㎡
駐車場緑化				緑化対象面積×2万円/㎡
生垣設置		生垣延長×5千円/m		

※1 算出された補助金の額が10万円未満（生垣設置の場合は3万円未満）のときは対象となりません。

※2 「補助対象経費」とは、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む）、かん水施設、園路整備及び生垣設置に要する費用並びに表示板設置に要する費用です。

○その他

- ・補助金の申請手続きについては、事前に維持管理課までお問い合わせください。
- ・必ず工事着手前に申請してください。工事着手後の申請については受付できません。

【お問合せ先】大口町建設部維持管理課

電 話 0587-95-1615 FAX 0587-95-1030
E-mail ijikanri@town.oguchi.lg.jp